

II 目標の達成に向けた 取組み

協働



＊この枠に記載してある項目は、区民・事業所・各関係機関等が、それぞれの立場で取組みを進めていただく事項です。

方向性 1

目標を達成するために、中項目ごとに今後 10 年間に取組む方向性を方向性 1～15 として示しました。

重点目標1

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

(1) 男女共同参画の意識づくり

目標とする姿

- ◆ 男女共同参画の意識が広がる。
- ◆ 多様な考え方やライフスタイルが尊重される。
- ◆ 一人ひとりの個性が尊重され、能力が平等に評価される。
- ◆ 男女平等の意識を持ち、個性を生かしながら、能力を発揮できる人材が育成される。

《 現状と課題 》

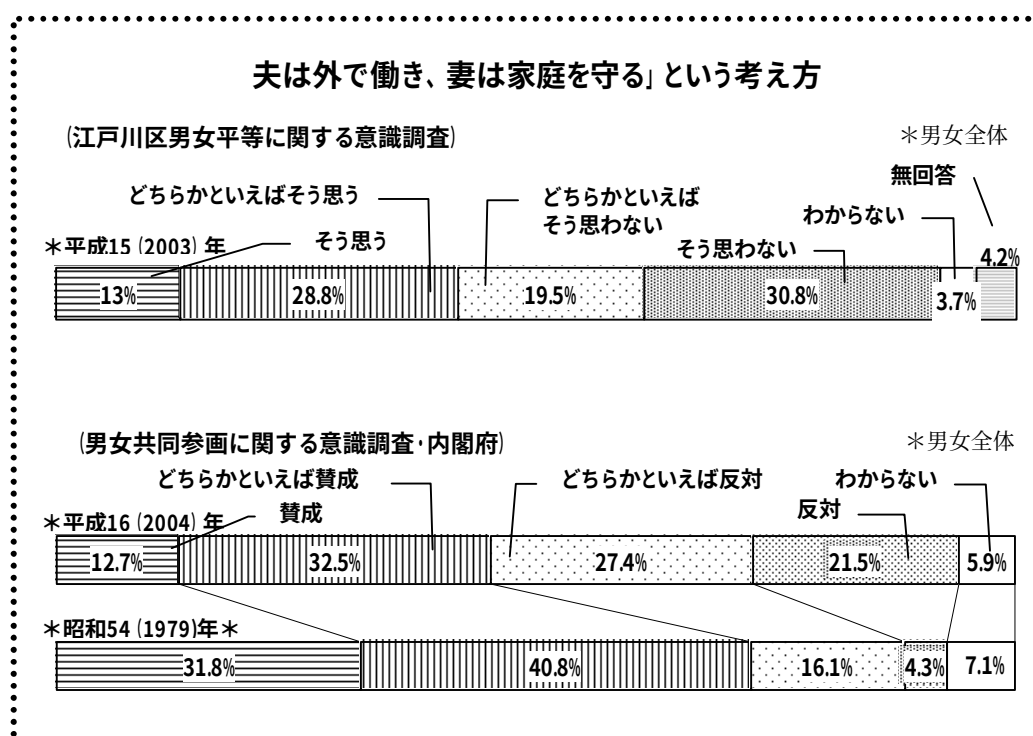
【男女共同参画の周知度】

男女共同参画社会を形成するために必要なことは、まず、「男女共同参画社会」がどのような社会であるのか、そして、解決すべき課題が何であるのかを認識し、理解することが必要です。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。しかしながら、「男女共同参画社会」という用語の周知度が 52.5% (内閣府・男女共同参画社会に関する世論調査・平成 16 (2004) 年度、以下「内閣府・世論調査」という。) であることから、まだまだ馴染みが薄く、国民全体に浸透していないことが^{うかが}見えます。

【年代などの考え方の違いに応じた意識啓発の実施】

区民一人ひとりのライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。そうしたなかで、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。例えば、前述の内閣府の世論調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」との設問に対し、「賛成」45.2%、「反対」48.9%と、調査以来、初めて賛成と反対が逆転しましたが、世代で見ると、賛成と回答した傾向は、女性の70歳以上や男性の60・70歳代で高く、反対の回答は、女性の20歳代から50歳代が高くなっています。男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえて啓発活動を実施することが効果的です。



【一人ひとりの個性や能力の重視】

地域や職場、家庭等の多くの場面で女性が活躍しています。しかし、女性は、仕事も、家事も、育児も、介護もといったように何役も担っていたり、職場ではお茶汲みなどの慣習が残っていたりするなど、生活のなかで何気なく行われていることの中に

は、性別によって固定的に役割を決めてしまっている例が見受けられます。役割の分担を性別により決めてしまうのではなく、一人ひとりの個性や適性に基づき、自ら選択できることが重要です。

【男女がともに生きやすい社会の実現】

男女共同参画社会は、女性だけが生きやすい社会ではありません。現代社会は、男性にとっても、長時間労働などによるストレスや家族とのコミュニケーションの不足、地域社会との関わりの希薄化などという生きづらい環境になっていると指摘されています。男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現により、こうした現状を改善することも期待されます。

【次世代を担う子ども達への影響】

次世代を担う子ども達にとって、育った環境や教育の内容は、今後の人生観に大きな影響を与えます。^{しつけ} 躾、遊び、教育、進路指導などが性別による固定的な役割分担意識に基づくものになっていないかなど、家庭・地域・学校で、男女共同参画の視点に立って子ども達の育成に携わることが必要です。あわせて、教育関係者を対象に、男女共同参画に向けた啓発活動もきめ細かく実施する必要があります。

【国際的視点での男女共同参画の状況】

男女共同参画社会を推進するためには、身の回りの状況だけで判断するのではなく、他国と比較することによって、女性の社会的地位や支援のあり方を見直していくことも大切です。現在の日本は、平均寿命や教育水準等から算出される人間開発指数* (HDI: Human Development Index) は、177 か国中 7 位と高いにもかかわらず、女性の所得や国会議員、管理職、専門職等に占める比率などから算出されるジェンダー・エンパワーメント指数* (GEM: Gender Empowerment Measure) は 75 か国中 42 位 (人間開発報告書 2006) と不均衡であり、女性の能力を十分に活用していない状況が窺えます。

「人間開発報告書 2006」から参照

※上位 50 か国を掲出

HDI (人間開発指数)				GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)			
順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	26	韓国	1	ノルウェー	26	ナミビア
2	アイスランド	27	スロベニア	2	スウェーデン	27	ラトビア
3	オーストラリア	28	ポルトガル	3	アイスランド	28	チェコ共和国
4	アイルランド	29	キプロス	4	デンマーク	29	ギリシャ
5	スウェーデン	30	チェコ共和国	5	ベルギー	30	ポーランド
6	カナダ	31	バルバドス	6	フィンランド	31	エストニア
7	日本	32	マルタ	7	オランダ	32	スロベニア
8	アメリカ	33	クウェート	8	オーストラリア	33	クロアチア
9	スイス	34	ブルネイ	9	ドイツ	34	スロバキア
10	オランダ	35	ハンガリー	10	オーストリア	35	メキシコ
11	フィンランド	36	アルゼンチン	11	カナダ	36	タンザニア
12	ルクセンブルク	37	ポーランド	12	アメリカ	37	ブルガリア
13	ベルギー	38	チリ	13	ニュージーランド	38	キプロス
14	オーストリア	39	バーレーン	14	スイス	39	ペルー
15	デンマーク	40	エストニア	15	スペイン	40	パナマ
16	フランス	41	リスアニア	16	イギリス	41	ハンガリー
17	イタリア	42	スロバキア	17	アイルランド	42	日本
18	イギリス	43	ウルグアイ	18	シンガポール	43	マケドニア
19	スペイン	44	クロアチア	19	アルゼンチン	44	モルドバ
20	ニュージーランド	45	ラトビア	20	ポルトガル	45	フィリピン
21	ドイツ	46	カタール	21	コスタリカ	46	ベネズエラ
22	香港(中国)	47	セーシェル	22	トリニダード・トバゴ	47	ホンジュラス
23	イスラエル	48	コスタリカ	23	イスラエル	48	エルサルバドル
24	ギリシア	49	アラブ首長国連邦	24	イタリア	49	エクアドル
25	シンガポール	50	キューバ	25	リトアニア	50	ウルグアイ
*177 各国測定				*75 各国測定			

【参考資料】『人間開発報告書 2006』

(UNDP: United Nations Development Programme 国連開発計画)



用語解説

＊人間開発指数 (HDI: Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」「知識」「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数です。平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出されます。

＊ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM: Gender Empowerment Measure)

女性が、政治・経済分野の意思決定の場で活動できているか、経済的自立ができているかを測るものです。専門職・技術職に占める女性割合、上級行政職・管理職に占める女性割合、国会議員に占める女性割合、女性の所得を用いて算出されます。

こうした情報の収集や発信とともに、本区の姉妹都市 Gosford 市（オーストラリア）や地域に住む外国人との交流などを通じて、多様な文化や価値観に触れることは、視野を広げることにつながるとともに、男女共同参画を進めるうえで重要な役割を果します。

【社会制度や慣行の見直し】

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に、男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。国の調査によると、73.9%の人が「社会全体で見た場合、男性のほうが優遇されている」と回答しています。一例として、夫婦が離婚する場合、扶養されていた配偶者（主に妻）と扶養者（主に夫）の年金受給額に開きが生じていました。（平成 16（2004）年年金制度改正により、平成 19（2007）年 4 月以降に離婚した場合、厚生年金等に参加していた部分の分割が可能となりました。）

このように、男女共同参画社会の形成を阻害するような事例については見直しが適当です。しかし、ひな祭りや端午の節句にひな人形や鯉のぼりを飾るといったことや、トイレの表示を色分けすることは阻害要因とはいえません。社会制度や慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進めることが重要です。

** Gosford 市 **

- ・人口 約 165,000 人
- ・面積 1,029 平方キロメートル
- ・姉妹都市の盟約締結 昭和 63（1988）年 4 月



Gosford 市はオーストラリア東岸でもっとも魅力的な都市のひとつです。

美しいブリスベン湾に面し、3つの広大な国立公園もあります。シドニーとニューカッスルのほぼ中央に位置し、両市からそれぞれ 80 キロメートル圏内。車や列車で約 1 時間という便利なところにあります。

【メディアから発せられる情報を読み解く力を養う】

新聞やテレビなどのマスメディアから発信される情報は、区民の意識形成に大きく影響を及ぼします。これらの情報が、偏った表現や過激な表現である場合、誤った社会像や女性像が持たれてしまう危惧があるばかりか、人権侵害にも繋がります。しかしながら、表現の自由は尊重されなければなりません。人権侵害につながるような表現については、区民一人ひとりや区民団体等が厳しい目を光らせることも大切であり、そのためには、情報を受け取る側が読み解く力を養い、適切に情報を選択し、不適切であると判断したものは受け入れない姿勢を持つことが重要です。



- ▶ 役割の分担を性別で決めない。
- ▶ 一人ひとりの個性や適性を大切にする。
- ▶ 家庭・地域・学校で、男女共同参画の視点に立って人材の育成に携わる。
- ▶ 事業者等は、発信する情報等に人権侵害や男女共同参画の推進の妨げになるような表現がないか配慮する。
- ▶ 人権侵害につながるような表現については、区民一人ひとりや区民団体等が厳しい目を光らせる。
- ▶ 情報を受け取る側が読み解く力を養い、適切に情報を選択し、不適切であると判断したものは受け入れない姿勢を持つ。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 1－1〕 男女共同参画の意識づくり

方向性1

区民全体への男女共同参画意識の浸透

- 性別を問わず、全ての年代に向け、男女共同参画の意識を高める啓発活動を行う。
- 男女共同参画の視点に気付くきっかけをつくる。
- 区民、地域、事業者及び区がそれぞれの力を合わせて男女共同参画の意識づくりを進める。
- 国際的な視点や多様な価値観を知り、より広い視野で男女共同参画の意識を醸成する。
- 社会制度、慣行などについて、男女共同参画の視点で見直す。

方向性2

男女共同参画の視点に立った学びの充実

- 男女平等を理解できる学びと体験を充実する。
- 子どもから大人まで、一人ひとりの個性を生かし、能力を伸ばす教育や学習の機会を充実する。
- 家庭、地域、学校のそれぞれにおいて、男女が協力して生活を営むことの大切さを学ぶことができるよう、相互の連携を図る。

方向性3

過激な性表現や暴力表現などへの配慮

- 暴力や性に関する表現等について、行き過ぎた表現がないかどうか改めて確認する。
- メディア事業者の自主的な取組みを促す。
- 区民一人一人が、自ら情報を判断して読み解く力（メディア・リテラシー）を身に付ける。

(2) 意思決定の場面での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 意思決定の場に、男女が平等に参画し、それぞれの立場の考え方を反映する。

《 現状と課題 》

【意思決定の場での女性の参画状況】

あらゆる場面において物事を決定していくにあたっては、男女が平等に参画し、各々の立場によって異なる考え方に配慮するなど、より広い視野を持つことが重要です。

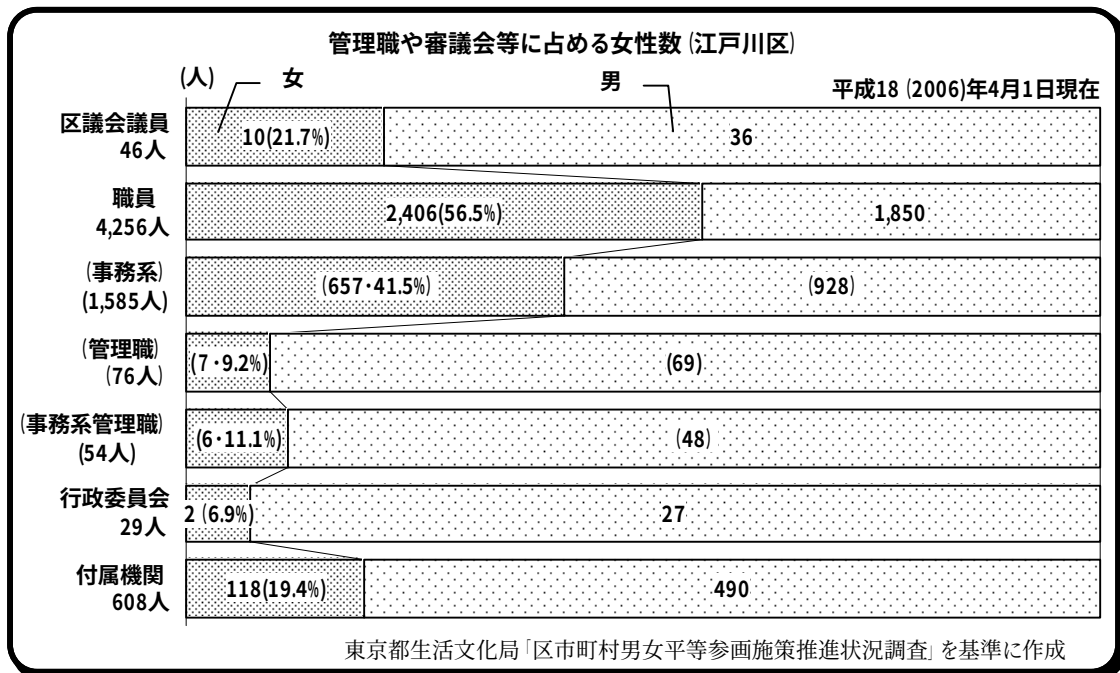
本区の区議会議員の状況を見ると、女性の比率は21.7%であり、国会議員の女性割合(衆議院9.4%、参議院14.2%・平成18(2006)年11月現在)と比較して高い状況にあります。しかし、区に設置している行政委員会や条例で定める防災会議等の附属機関、諮問機関等の委員においては18.3%であり、女性委員がゼロといった委員会も43%あります。

さらに、本区の職員の状況を見ると、意思決定過程に関わる係長級が30.6%、管理職においては9.2%と、職層が上がるにつれて女性の比率が低くなっており、また、職種によっても男女の構成比が偏っている場合もあります。

国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるように期待する」という目標達成に向けて、採用・選考時の働きかけの工夫、選考後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取り組みが必要です。

【区民の区政への参画】

また、区民に対しては、区の政策・方針決定過程の透明性の確保が重要であり、情報の公開及び、区民が意見を述べる機会の確保が必要です。



目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 1－2〕 意思決定の場面での男女共同参画

方向性 4

政策・方針決定過程での男女共同参画

- 男女それぞれが意思決定の場に加わりやすいよう、選出方法や労働条件の見直しなどの環境整備を進める。
- 女性の参画促進を支援し、男女の不均衡を是正する。
- 区は区内の推進役として、率先して取組みを進めるとともに、より幅広い意見を意思決定に反映させる。

重点目標2 区民と協働し、 あらゆる場面での男女共同参画を進める

(1) 家庭での男女共同参画

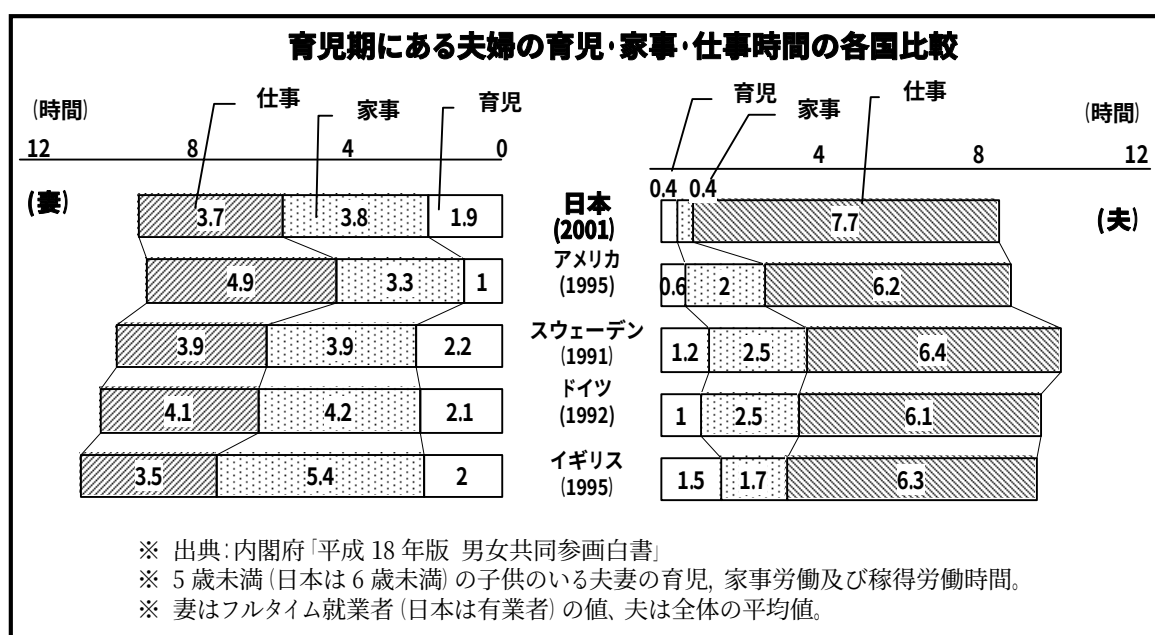
目標とする姿

- ◆ 家庭生活等における男女間の負担の偏りをなくす。
- ◆ 男女がともに、職場、家庭、地域等での様々な活動に積極的に関わり、いきいきと暮らせる。
- ◆ 熟年者、障害者、子育て中の保護者など、誰もが暮らしやすい環境にする。

《 現状と課題 》

【家庭の状況】

家庭において食事の支度や掃除などは妻の役割であると 77%以上の方が回答（内閣府・世論調査）しています。育児期にある共働き夫婦等の育児時間は、妻が家事・育児に1日平均5.7時間であるのに対し、夫は0.8時間と約7倍の差があります。一方で、共働き世帯が平成4（2002）年頃から専業主婦の世帯数を上まわり始め、平成9（1998）年からは一貫して高くなっている状況です。



【「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担の意識】

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担の意識（内閣府・世論調査）は、調査開始以来、初めて、「反対」が48.9%となり「賛成」の45.2%を上回りました。また、介護の役割分担についても、「男女が共同して受けもつ方がよい」と男女の72.4%（区・意識調査）が回答しています。このように、意識や関心に変化は現れていますが、生活時間の実態をみると、「家事・育児・介護」に費やす時間は男女間に差が出ています。その一因として、例えば、夫が長時間労働であるため、家庭生活の関わりが困難になっているといったことが考えられます。男女が協力して家庭を営んでいくためには、家事や仕事における役割・負担の偏りを見直すとともに、労働環境の整備など、社会的な取組みも必要です。

【地域や行政の支援】

晩婚化や非婚化の進展による未婚者の増加、仕事と家庭の両立の難しさ、医療技術の進歩による長寿命化の進展などの要因により、少子高齢化が急速に進んでいます。このような状況で、共働き世帯、母子家庭世帯の増加など世帯の状況も多様化しており、それぞれの家庭に応じた、多様な支援のあり方が求められています。

【熟年者・障害者への支援】

熟年者の男女の割合は、高齢になるほど女性が多くの割合を占めています。また、熟年者の夫婦のみ世帯及び単独世帯の割合は増加傾向にあり、特に女性では配偶者がいない割合が半数を占めます。さらに、要介護・要支援と認定された熟年者のうち、約7割を女性が占めています。一方で、在宅の介護者の約7割を女性が占めています。介護はする側もされる側も女性が中心となっています。

このような状況の中で、今後、要介護者、認知症熟年者等の増加が見込まれており、できる限り住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるようなサービス体制の構築が求められています。

また、障害のある人もできる限り住み慣れた地域で生活できるよう、障害のある人の自立した生活を支援するとともに、その介護に当たる家族の介護負担を軽減することが重要です。

そのためには、在宅サービスの充実、地域生活を支える拠点となる施設の整備など障害のある人が多様な可能性に挑むことができる社会の形成に向けた、地域生活支援を一層進めることが求められています。



協働

- ▶ 家事や仕事などにおける役割・負担の偏りを見直す。
- ▶ 労働環境などの整備を進める。
- ▶ 熟年者や障害者が住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう支えあう。
- ▶ 障害のある人の自立した生活を支援する。
- ▶ 介護にあたる家族の負担が軽減されるよう支えあう。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2－1〕 家庭での男女共同参画

方向性5

男女相互の理解と協力の促進

- 家事や仕事などでの男女間の負担の偏りを見直すとともに、自ら経験することで互いの理解を深め男女双方の協力のもと、それぞれが責任を持って役割を担っていく。
- 日常生活に関わる様々な物事について、性別で固定的に役割を決めているようなことがないか見直す。

方向性6

少子高齢化における子育て・介護支援

- ライフスタイルや家庭の状況に合った様々な支援を行う。
- 全ての保護者や介護者を対象とした支援を行う。（保育サービス等、経済的支援、精神面の支援）
- 公的な支援のほか、多様な人的資源やネットワークなどの地域力を活かした支援を行う。
- だれもが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化などの整備を進める。

(2) 働く場での男女共同参画

目標とする姿

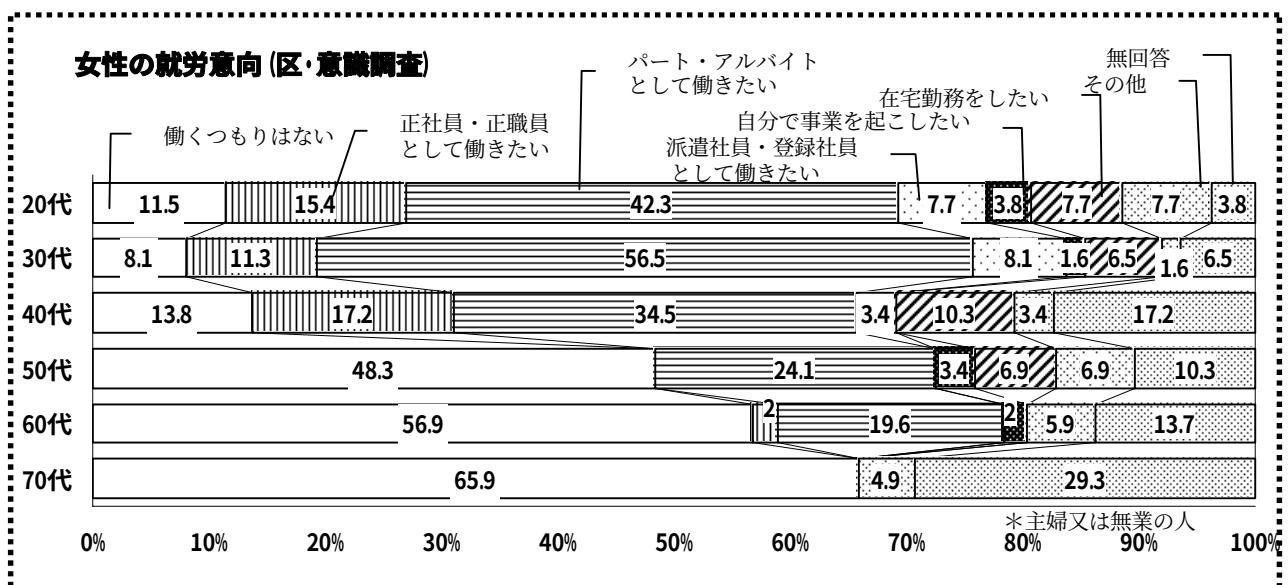
- ◆ 働く場で男女の待遇を均等にする。
- ◆ 仕事と家庭生活等の両立に無理がなく、男女それぞれの個性と能力が十分に発揮される職場にする。
- ◆ 一人ひとりが自分にあったスタイルで、ゆとりを持って、効率よく働ける。
- ◆ 男女それぞれが経済的に自立する。

《 現状と課題 》

【法の整備と就労の状況】

男女雇用機会均等法の施行から20年が経過し、育児・介護休業法、パートタイム労働法や労働者派遣法などが施行され、法制度上は男女の均等な処遇が整いつつあります。しかし、現実的には、1時間あたりの平均給与額は女性は男性の67.1%であり、パート労働においても賃金の男女差が生じています。また、正規雇用者も男性82.4%に対し、女性は47.6% (平成17(2005)年) です。

女性の労働力人口を年代別に見ると、妊娠・出産によって就業が途切れてしまう状況から、30代が落ち込んでいます。20代半ばから50代半ばの就業を希望する女性は約245万人であり、求職活動をしていない理由をみると、「家事・育児のため続



けられそうにない」と回答する割合が高くなっています。このことから、女性が働きやすい環境を整えることが求められています。本区の男女平等意識調査においても、30代を中心に20代、40代で就労意向を示す割合が極めて高くなっています。

【企業の社会的責任】

国の第2次基本計画や雇用機会均等法等においても、企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置＊（ポジティブ・アクション）や女性の再チャレンジ支援などが推進されています。

また、企業は、社会的責任＊（CSR:Corporate Social Responsibility）を果さなければ、信頼を失うことになり、利益損失につながる恐れがあります。社会的責任には、当然のことながら人権への配慮や女性の積極的活用などが含まれています。

【区内事業所の状況】

区内には、約23,000の事業所があり、区内事業所に就労する従業者約22万人のうち約15万人が区民です。事業所の約7割は従業者が4人以下の少人数の中小企業が多く、そこでの従業者のうち6割が女性です。

小規模の事業所では、男女共同参画社会の推進が困難な状況もありますが、各事業所の理解を深める機会を設けたり、女性が積極的に参画している企業のメリットを周知する必要があります。

～お知らせ～
女性の能力を活用している
区内事業所等の情報を、自
薦・他薦を問わずお知らせく
ださい。

女性センター



.....用語解説.....

＊積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもので、個々の状況に応じて実施していくものです。

＊社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）

社会における企業の影響力の拡大に伴い、企業の社会的責任とは、法規制の遵守、経済的責任はもとより、企業倫理の重視、情報開示、社会への貢献などに自主的に取り組むことをいいます。

【仕事と生活の調和】

男女がともにいきいきと暮らすためには、仕事と家庭生活、また、地域活動、趣味等をバランスよく両立していくことが大切です。そのためには、男性の30%は帰宅時間が10時以降であるという労働環境等が改善されないと、女性の家事・育児等への負担が重くなり、仕事と生活の調和＊（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは難しいでしょう。また、悩み事があっても相談する家族がいない状況下にある場合もあります。

厚生労働省が推進しているファミリー・フレンドリー企業＊のように、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度や、多様で柔軟な働き方を選択できるような仕組みをつくるための企業側の取組みも必要です。



協働

- ▶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、改善できないか点検する。
- ▶ 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度や、多様で柔軟な働き方を選択できるような仕組みをつくる。
- ▶ 再就職等の再チャレンジの可能性を検討する。



用語解説

＊仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働く人が仕事と生活のどちらか一方のみではなく、ともに充実感を持てるように双方の調和を図ること。

＊ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業をいいます。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2－2〕 働く場での男女共同参画

方向性7

男女平等で働きやすい職場づくり

- 待遇、職務内容等について性別による差をなくす。
- 一人ひとりの適性や意向に配慮し、個性と能力を発揮しやすくする。
- 労働時間等に無理がなく、自分にあった柔軟な働き方を選択できる。
- 仕事と家庭生活・地域活動等との両立を促進する。

方向性8

女性の就労へのチャレンジ支援

- 女性の就労へのチャレンジを支援することで、女性の経済的な自立を促進する。
- 働く女性、働こうとしている女性の悩みを解消し、能力を向上する。
- 女性が活躍しにくい状況を踏まえ、女性自身の意思や意欲を尊重して、積極的かつ具体的な支援に取り組む。

(3) 学校での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 一人ひとりの能力や個性を尊重した指導を行う。
- ◆ 多様な進路選択が可能となるよう学習内容を充実する。

《 現状と課題 》

【学校生活の状況】

次世代を担う子ども達に、学び、遊び、育つさまざまな環境のなかで男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。そのためには、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。

保育園・幼稚園・小中学校においては、保育指針や教育要領、学習指導要領により、教育課程等の基準に基づき指導が行われています。特に男女平等意識を育むために身近な生活の中で工夫する喜びを体験しつつ、男女で協力して生活することの重要性や家庭観の健全な醸成などに取り組んでいます。

また、カリキュラム以外の学校生活において、教職員が無意識・無自覚に行う行為も、子どもたちの価値観の形成に大きな影響をおよぼすことがあります。男女共同参画社会を推進するため、教職員のみならず、教育に関わる関係者への意識啓発を充分に実施することが重要です。

【進路指導の状況】

進路指導は、その後の人生を決めてしまうほど大きな影響を持つことがあります。例えば、看護師や保育士等を希望する男子、パイロットや科学技術者を希望する女子に対して、「男だから、女だから」と性別で方向性を決めてしまわずに、個々の希望と能力から進路を導きだすことが重要です。あわせて、子ども達が、広い視野で進路選択できるような情報提供の体制を整えることも必要です。



協働

- ▶ 子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つ。
- ▶ 個々の希望と能力から進路を捉える。
- ▶ 子ども達が、広い視野で進路選択できるよう情報提供をする。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2－3〕 学校での男女共同参画

方向性9

学校教育・学習機会の充実

- 教育活動全般での男女平等教育の充実を図る。
- 多様な進路を選択できるよう、適切な進路指導を行うとともに、様々な学習内容・学習機会の充実を図る。

方向性10

教育関係者等への理解の促進

- 性別にとらわれることなく学習機会の提供や進路の指導を行う。
- 教育関係者に対して男女共同参画の意識の浸透を図る。

(4) 地域での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 男女ともに積極的に地域活動に参加する。
- ◆ 男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮できる。
- ◆ 地域活動での様々な経験を通して、一人ひとりが力を伸ばしていく。
- ◆ より多くの地域人材を活かして、地域活動を活性化し、地域力を高める。

《 現状と課題 》

【地域の力】

本区においては、長年にわたって町会、自治会、各団体、ボランティアなどによってさまざまな場面で地域をより良くしようという区民の力が発揮されてきました。こうした地域の力は、長期計画の基本理念「共育・協働」を具体化するための土壌であり、また、多くの課題を解決する活動の源泉とも言えます。

地域で活動する人材が、一部の人に偏ることなく、ある場面では支える側であり、ある場面では支えられる側になれるような状況が望ましいことです。

【活動の担い手】

地域活動にも、町会、自治会、地域の安全安心、地域まつり、すくすくスクールなどの子育て支援、少年野球の指導などの健全育成や、公園ボランティア等数えきれないほどの活動の場があります。

こうした活動の担い手に目を向けると、日常的な活動を支えるような場面では、女性が多く、会長や役員などの責任ある立場は男性である場合が多く見受けられます。また、男女ともに就労しているなかで、平日や日中の活動には参加しづらいといった状況もあります。多くの方が参加できるような日時の設定や、参加者が限定されない工夫などをしていく必要があります。

【災害時や緊急時】

災害はいつどのような規模で発生するか予測が不可能です。いざという時には、日頃からの訓練が効果を上げますが、発災時に実動できる人々の力をいかに結集できるかが、被害を最小限に食い止める鍵を握っていると言っても過言ではありません。そのためには、災害に備え、日頃から男女ともに様々な訓練等に参加するとともに、男女双方の視点で災害時における必需品や緊急時における対応などを検討し準備しておく必要があります。また、地域の事などを熟知している女性の知恵抜きには実効性のあるものにはなりません。

【熟年者・障害者の社会参加】

平成 19 (2007) 年から、いわゆる「団塊の世代」(昭和 22～24 年に生まれ)の方々が、一般的な定年年齢である 60 歳に到達し始めます。このことは、いわゆる「2007 年問題」として、労働力不足や技能の継承など様々な分野への影響が懸念されています。しかし、多くの熟年者は、働くことや社会参加活動を通じて、自らの能力や経験を発揮し続けたいとの意欲や希望を有しており、今までも地域の貴重な人的資源として、様々な分野で活躍しています。

人口減少社会の到来を鑑み、今後も、熟年者自身が地域の担い手の一員としてその能力や経験をいかせるよう、ボランティアの育成支援、活動機会の提供等の取り組みが一層求められています。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現のためには、障害のある人が、地域を構成する一員として、積極的に地域活動等に参加する機会を提供するとともに、必要に応じ一定の配慮を講じることも求められています。



- ▶ 地域で活動する人材が一部の人に偏ることなく、共に支えあえるよう、個人の力に応じて、できることは積極的に担う。
- ▶ 熟年者や障害のある方が積極的に地域活動に参加できる機会を設ける。
- ▶ 地域活動に多くの方が参加できるよう、日時の設定等の工夫をする。
- ▶ 災害に備え、日頃から男女ともに様々な訓練等に参加する。
- ▶ 男女双方の視点で災害時における必需品や緊急時における対応などを検討し準備する。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2－4〕 地域での男女共同参画

方向性11

男女が地域活動に積極的に取り組むことができる社会づくり

- 地域の活動に、より多くの人に参加しやすいよう配慮する。
- 人材の育成、活躍する機会の提供など、性別に関わらずより多くの人を十分に活かしていく。
- 地域活動の様々な場面で、男女それぞれが能力を発揮するためのきっかけづくりを進める。
- 熟年者や障害者の社会参画を進める。
- 熟年者や障害者への理解を促進し、人権を尊重する。

重点目標 3

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

目標とする姿

- ◆ 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる暴力 (特に女性に対する暴力) をなくす。

《 現状と課題 》

[女性に対する暴力]

配偶者等からの暴力 (DV/ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント※、痴漢行為、ストーカー、性犯罪など、女性の弱い立場を狙った行為や犯罪が起きています。特に、家庭内で行われる暴力は、外部からの発見が困難であるうえ、暴力を受けても、加害者から報復されることに怯えて助けをもとめることができなかつたり、経済的に自立していないために別れることができなかつたりすることで、深刻化しやすい傾向にあります。

用語解説

※DV/ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)

直訳すると、「家庭内の暴力」で、法令等で明確に定義された言葉ではありませんが、女性問題では、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人からの身体的・精神的・性的な暴力や虐待」を示します。身体的な暴力だけでなく、侮辱や脅迫などの心理的暴力や性関係を強要するなどの性暴力のほか、経済的、社会的な暴力が含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手 (女性) の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成 17 (2005) 年) (以下「暴力に関する調査」という。)によると、26.7%の女性が配偶者から身体に対する暴力を受けていると回答しています。

近年では、「デートDV」と言われる若年層における交際相手からの暴力が問題化しており、暴力に関する調査によると、13.5%の女性と 5.2%の男性が「10～20 歳代に交際相手から何らかの暴力を受けたことがある」と回答しています。

さらに、これらの暴力は、子どもに及ぼす影響も大きいといわれ、子どもに対しても暴力が振るわれていたり、被害者である母親が精神的に不安定な状況等のために、子どもへの暴言やネグレクト* (親としての義務を果たさない) が起こったりするなどの事例があります。

セクシュアル・ハラスメントは、男女雇用機会均等法の改正により平成 19 (2007) 年 4 月から措置を講じることが義務付けられるなどより強い対策が必要となりますが、加害者の意識が無いままに被害が発生している事も多くあります。また、非正規社員の増加により、正社員によるパートや派遣労働者へのセクシュアル・ハラスメントなども目立つようになりました。加害者が、同じ職場であったり、上司や指導者であったりするため、一人で悩んでいることも多い状況です。

【区民等の認識】

配偶者への暴力に関しては、家庭内のもめごととして見られ、犯罪としての認識に欠けている傾向がありました。しかし、その被害の深刻さが認識され、配偶者暴力防止法が制定されてからは、犯罪として、被害者から保護を求めることができるようになりました。

暴力を受けた被害者は、自力で解決する能力が損なわれることが多くあります。犯罪であるという認識を被害者も周囲の人々も持って、暴力が大きくならないうちに解決することが重要です。



.....用語解説.....

*ネグレクト(neglect)

親などが、保護者として行わなければならない乳幼児や児童の養育を放棄することです。

あらゆる暴力をなくしていくには、被害者が安心して相談を受けられる体制の整備や、周囲が暴力を見逃さない目を養うような啓発活動等が必要です。



協働

- ▶ 配偶者間の暴力や、セクシュアル・ハラスメント等に対して、犯罪であるという認識を被害者も周囲の人々も持つ。
- ▶ 暴力を見逃さない目を養う。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 3－1〕 女性に対するあらゆる暴力の根絶

方向性12

暴力が起こりにくい風土づくり

- 家庭、職場、地域など多方面にわたって、女性に対する暴力について理解を深め、暴力根絶の意識を高める。
- 地域でのパトロール等の取組みや警察等関係機関との連携を深める。

方向性13

暴力被害に対する相談及び自立支援

- 早期発見のため相談窓口を強化するとともに、あらゆる機会を通じて情報を収集する。
- 被害者の保護、こころのケア等の支援に努めるとともに、被害の拡大や再発を防止する。
- 対応にあたる職員の意識を高める。

(2) 生涯を通じた健康支援

目標とする姿

- ◆ 女性・男性それぞれが、生涯を通じて健康を保ち、安心して生活できる。
- ◆ 性と生殖に関することについて、女性が自らの意思に基づいて選択できる。
- ◆ 妊娠・出産・乳幼児期を通して、親子ともに安全で、心身ともに健康に過ごせる。

《 現状と課題 》

【性と生殖の健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

男女は、身体的な特徴が異なります。互いにその特質を十分に理解し、尊重していくことは、男女共同参画社会を築くための根底に関わることです。特に女性は、妊娠・出産の可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる疾病や更年期障害等、健康上の問題に直面することが多くあります。

平成 6 (1994) 年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを享受する権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」が提唱され、性と生殖に関する健康や生命の安全を女性

用 語 解 説

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)

平成 6 (1994) 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

のライフサイクルを通して権利として捉えようという概念のもとに、20年間の行動計画が採択されました。女性自身が妊娠することについて決定する権利をもつこと、安全な妊娠・出産ができること、生まれてくる子が健全な小児期を享受できること、性感染症の恐れが無いことの4項目を基本としています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考えには、不妊に関わる人工授精や、代理出産、また、性感染症、HIV/エイズ、性暴力、買売春、中絶など、さまざまな問題を幅広く含んでいます。男女が性の知識を正しく身に付けることが大切であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からの性教育を推進していく必要があります。

【女性特有の疾病等】

これまで、疾病に関する女性のデータは収集が難しく、男性を中心とした臨床結果等から治療や投薬が行われてきましたが、1990年代の米国で、性差に注目した疾病の診断・治療、予防措置を行うようになってきました。例えば、女性のがん罹患率の一番高い乳がんの治療では、かつては、がん細胞を取り除くために、乳房をすべて切除する方法を選択していましたが、女性の立場からすると、病は治っても心の傷が大きく残ることがありました。その後、再建手術や温存手術なども行われるようになり、大きく前進しました。

女性特有の疾病に関する研究は取組みが始まったばかりですが、女性自身が自らの身体の状態を把握し、正しい情報を入手することも必要です。

【性感染症 (HIV 感染など)】

性感染症には、クラミジア感染症や HIV* (ヒト免疫不全ウイルス: Human Immunodeficiency Virus) 感染症などがあり、性行為による感染のほか、出産時に母子感染を起こすことがあります。また、現在若者の間で感染が増えているクラミジア感染症は、不妊症の原因として問題となっています。正しい知識を持って感染を予防し、検査や相談を受けやすい体制を整えることが必要です。

また、性感染症に対しては、予防策や、感染者に対する差別や偏見をもたないよう正しい理解が重要です。

【性教育】

近年においては、若年層の性的な成熟の早期化等により、性と生殖に関する安易な意識が強く、リスクに対する認識が十分ではない状況があります。その結果、人工中絶や性感染症などの低年齢化が問題となっています。

学校教育においても、思春期に向かって起きる身体的・精神的な変化や異性に対する理解を深め、お互いの人格を尊重する態度や行動を身に付けるよう指導することが重要です。

協働



- ▶ 男女の身体的な特徴を互いに理解し、尊重する。
- ▶ 男女が性の知識を正しく身に付ける。
- ▶ 女性自身が自らの身体の状態を把握し、正しい情報を入手する。
- ▶ 性感染症に対する予防策や、感染者に対する差別や偏見をもたないよう正しく理解する。
- ▶ 思春期に向かって起きる身体的・精神的な変化や異性に対する理解を深め、お互いの人格を尊重する態度や行動を身に付けるよう指導する。

用語解説

＊HIV（ヒト免疫不全ウイルス：Human Immunodeficiency Virus）

エイズの原因となるウイルスで、このウイルスが性行為等により身体に進入し、標的となる細胞に取り付き、増殖することで感染をします。潜伏期間が平均で約10年と長いことが特徴で、その間は自覚症状がほとんどありません。

＊エイズ（AIDS）（後天性免疫不全症候群：Acquired Immunodeficiency Syndrome）

生まれて後にかかる（後天性）、免疫の働きが低下すること（免疫不全）により生じるいろいろな症状の集まり（症候群）という意味になります。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 3－2〕生涯を通じた健康支援

方向性14

こころと身体 の健康を守るための支援

- 男女が互いにそれぞれの身体の特徴を理解し合い、相手への思いやりを持つ。
- 年代等に応じた、適切な性の理解の推進を図る。
- こころと身体 の両面による健康づくりの取組みを支援する。
- 女性・男性それぞれに特有の疾病（子宮がん・乳がん・前立腺がん・骨粗しょう症・更年期障害等）について理解を深め、予防や早期発見等に努める。
- 性感染症（HIV感染など）について理解を深め、予防や早期発見等に努める。

方向性15

妊娠・出産期における母子の健康支援

- 夫婦が思いやりを持って協力し、安心して妊娠・出産ができる環境を作る。
- 妊娠・出産期の母子を、健康面・精神面の両面から支える母子保健サービスを充実する。